

雇用の増進のため、 企業誘致に取り組んでいます！

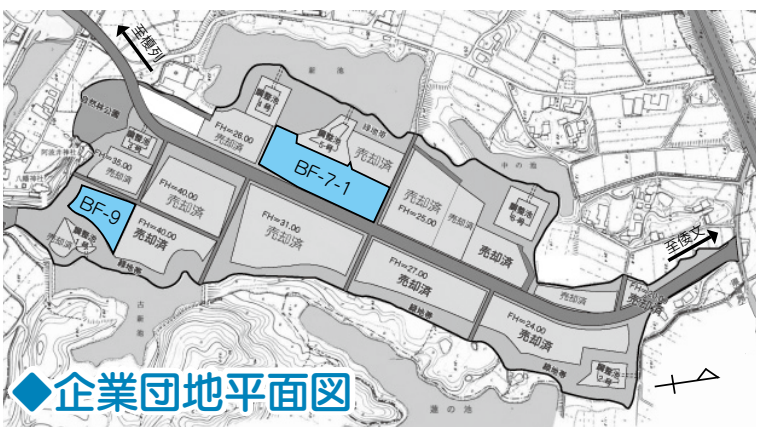
～ 企業誘致について ～

市では、産業等の振興と雇用の場の確保を目的に、企業団地をはじめ、市有地、民有地を問わず、市独自においても必要な優遇措置を行い、企業誘致に取り組んでいます。

また、国における企業立地促進法の基本計画の同意を得たり、特に企業団地については、産業集積促進地区に指定する等、国・県の優遇措置も受けられるようになっています。

現在、企業団地では、約450人が毎日勤務しており、にぎわいが見えてきました。今年度は、企業団地に1企業の進出が決定し、残り2区画となっています。

平成26年4月からは、本四高速の料金が大幅に下がる見通しであり、さらなる企業誘致に邁進していきます。



◆企業団地平面図

※企業団地は残り2区画となっています!!

【BF-7-1】 分譲面積10,283㎡ 分譲単価18,000円/㎡

【BF-9】 分譲面積 3,865㎡ 分譲単価14,580円/㎡

南あわじ市の優遇措置

	市内(企業団地以外)	企業団地
対象者	◆投資額1億円以上または従業員10人以上 ◆新規常用雇用者が1人以上	投資額1億円以上または従業員10人以上 ※5千㎡以下の区画は投資額5千万円以上または従業員5人以上
土地取得 奨励金	—	土地代金の2%を3年間、計6%
課税免除	固定資産税の免除(3年間または5年間)	固定資産税の免除(5年間)
新規常用雇用 者奨励金	◆市在住者の新規雇用1人につき20万円 ◆特別奨励金：事業開始後2年以内において新規採用で市内在住者を10人～19人雇用した場合に1千万円、20人～29人雇用した場合に3千万円、30人以上雇用した場合に5千万円を翌年度に交付	

企業誘致課

場所：市役所西淡庁舎1階
電話：37-3046
メール：yuuchi@city.minamiawaji.hyogo.jp



企業団地進出区画における工事

企業の立地情報や空き工場
用地等の情報をお寄せください！

企業参入の機会創出と遊休資産の利活用による雇用創出のため、企業の立地情報や空き工場用地等の情報の提供をお願いします。

個人法人等は問いません。

提供いただいた情報に合う企業、用地がありましたら連絡します。

なお、直接の交渉や契約については、市は直接関与はいたしません。情報の提供のみとなります。

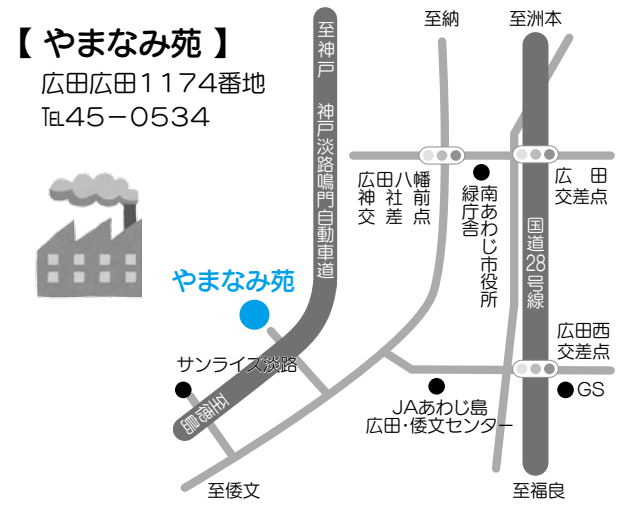
～皆さんからいただきたい情報～

- 工場用地等を探している(らしい)
- 工場等の新増設、事業拡張を検討している(らしい)
- 空き用地を企業に売却してもよい

清掃センター 閉鎖の お知らせ



今月末で清掃センター(八木)は閉鎖します。閉鎖の準備に伴い、3月17日より市内全域の燃えるゴミ(一般廃棄物)は「やまなみ苑」で処理しますので、3月17日よりやまなみ苑へ搬入してください。



【やまなみ苑】
 広田広田1174番地
 TEL45-0534

◆営業日

月～金曜日	午前8時30分～午後4時30分 祝日は午前8時30分～午前11時45分
土曜日	午前8時30分～午前11時45分
日曜日	定休日

◆処理手数料

10kgあたり	100円
---------	------

※一般の搬入者は洗車場を利用できません。

可燃性の一般廃棄物(家庭ゴミ・事業所ゴミ等)の 搬入についてのお願い

◆搬入について注意事項

- ・草はビニール袋に入れるか、ヒモで一抱えに束ねて搬入してください
- ・剪定枝は太さ5cm×長さ1mまでで、ヒモで一抱えに束ねて搬入してください
- ・家具は幅1.1m×長さ2.8m×高さ0.8mまでの物で、金具等の不燃物を取り除いて搬入してください
- ・畳は1日10枚まで。受け入れは個人の物に限りです
- ・アームロール車による搬入はできません

◆受け入れ出来ない物

- ・産業廃棄物(農漁業用のプラスチック資材、パレットなど)
- ・解体建築等、業者による家財道具及び、畳、建具
- ・医療系廃棄物(特別管理廃棄物) など

※その他、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

今月の納税

国民健康保険税…【9期】
 納期限 **3月31日(月)**
 《納期内に忘れず納付しましょう》

◆便利な口座振替をご利用ください！

ー口座振替のメリットー

便利…納期ごとに金融機関や市役所の窓口等に行く必要がなく便利です。

安心…お金を持ち歩く必要がないので安心です。

確実…指定口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく確実です。

★申し込み手続きは、とても簡単！

口座振替の依頼書は、市役所各窓口及び市内の各金融機関にありますので、預貯金通帳と届出印を持参の上、手続きをしてください。

市税の納付はお済ですか？

市税の納付書は、1期送付時に2期以降の納期分をまとめて送付しています。

今一度、納付忘れがないか、お手元の納付書を確認し、まだ納めていない人は至急納付をお願いします。

◆納付期限を過ぎた納付書をお持ちの人

市役所総合窓口または最寄りの金融機関で納付してください。(コンビニエンスストアでは納付できません)

◆納付書がない人

市役所総合窓口または収税課で再発行のうえ納付してください。

皆様から納めていただく税は、安心して暮らせるまちづくりを進めるための大切な財源です。
市税はきちんと納めましょう。

圖税務課☎43-5022、収税課☎43-5034